

低入札価格調査の実施について

低入札調査基準価格を設定する工事は、「水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領」の規定により、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、最低価格入札者から下記について関係書類の提出、事情聴取等の調査を実施します。

記

調査日時 原則、入札執行日（通知日）から2営業日後に実施

調査場所 水戸市役所本庁舎

出席者 調査内容を説明できる者（2名以上 ※共同企業体の場合は各構成員から1名以上）

提出書類

- (1) 低入札価格調査表（当該価格で入札が可能となった理由）・・・様式第1号
 - (2) 入札価格の積算内訳（工事費内訳書等）・・・金抜き設計書に金額をいれて作成
 - (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況・・・様式第2号
 - (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況・・・様式第2号
 - (5) 契約対象工事箇所と調査対象者（入札者）の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
・位置図等に契約対象工事箇所、調査対象者（入札者）の事業所、倉庫等を記載し、
経路を朱書きで図示する。また、距離と移動時間を記載する。
 - (6) 手持資材の状況・・・様式第3号
 - (7) 資材購入先及び資材購入先と調査対象者（入札者）の関係
 - ①取引相手からの見積書（資料購入業者、下請負者からの見積書の写し提出）
 - ②施工体系図、施工体制台帳（下請負者を使用する場合）
 - ③資材購入先及び下請負者と入札者の関係（系列会社、協力会社等）・・・様式第4号
 - (8) 手持機械及び手持設備の状況・・・様式第3号
 - (9) 労務者の具体的調達の見通し・・・様式第5号
 - (10) 建設副産物の処理に関する状況・・・様式第5号
・廃棄物処理等に係る処理費及び処分先の見積書（写し提出）
 - (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者・・・様式第5号
 - (12) 経営の状況・・・経営事項審査結果通知書の写し
 - (13) 現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任通知書
 - (14) その他必要な事項・・・「低入札調査基準価格を設定する工事の入札における注意事項」参照
- 以上のことについて、ファイルに綴じて調査当日に提出してください。

- ※注意
1. 調査の実施及び提出書類の作成の詳細については、「低入札調査基準価格を設定する工事の入札における注意事項」を確認してください。
 2. 調査を辞退する場合は、通知した翌日（1営業日後）までに、低入札価格調査辞退届出（様式第6号）を提出してください。なお、本届出の提出により不利益な扱いを受けることはありません。
 3. 調査に協力しない等の不誠実な行為については、失格とした上、入札参加資格停止措置等を行うことがあるので、注意してください。

低 入 札 価 格 調 査 表

調査対象者 住 所
 (入札者)
 商号又は名称
 代表者氏名

印

工 事 名			
工事場所		入札金額	円
<p>1. 当該価格で入札が可能となった理由</p> <p>直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各費目別に、労務費（労務者の供給見通し）、手持工事の状況、契約対象工事現場と事務所・倉庫等の関係、手持資材の状況、手持機械等の状況、下請予定業者及び資材購入予定業者の協力等の面から、工事の品質確保、下請契約、労働条件、安全対策、資材の仕入れ等の適正を確保した上で、当該入札価格で実施可能な根拠を示し、詳細に理由を記載する。根拠資料に基づき、どの経費をいくら縮減できるか、計数的に明らかにする。</p>			

※ 入札価格の工事費内訳書については、金抜き設計書に金額を記載（主要な経費の内訳を添付）の上、提出すること。

様式第3号

手持資材の状況

品名	規格・型式	単位	数量	棚卸金額(円)	備考

- ※1 手持資材を契約対象工事に使用する場合は、保管されている手持資材の写真を添付する。
- 2 工事現場に搬入されたものと同じものであることが確認できるように、製造番号等を識別できること。

手持機械及び手持設備の状況

機械及び設備名称	規格・能力	単位	数量	備考

- ※ 使用する施工機械等（建設機械、車両等）を記載する。

様式第4号

下請予定業者及び下請予定業者と入札者の関係

下請予定業者名	所在地	下請予定金額(円)	関係

- ※1 下請予定業者について全て記載する。(見積書を添付する。)
- 2 関係については、系列会社・協力会社・長期取引会社等を記載する。
- 3 長期取引会社については、取引年数を記載する。

資材購入先及び資材購入先と入札者の関係

資材購入業者名	所在地	資材金額(円)	関係

- ※1 資材購入業者について全て記載する。(見積書を添付する。)
- 2 関係については、系列会社・協力会社・特約店・長期取引会社等を記載する。
- 3 長期取引会社については、取引年数を記載する。

